議案第78号

米原市手数料条例の一部を改正する条例について

米原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成27年9月3日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 米原市手数料条例 (平成17年米原市条例第53号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第3条中「第2条」を「前条」に改める。

別表戸籍の項中「戸籍の記載した事項」を「戸籍に記載した事項」に、

	除籍の記載した事項に関する証明	1件につき 450円		を
			J	
Γ				
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につ		17
	旅がものに戸籍に記載した事境に関する証例	き 450円		に、
			J	
Γ				
	戸籍法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場	書類1件につき		を
	合を含む。)の書類の閲覧	350 円		X
			J	
Γ				
	戸籍法第 48 条第 2 項(同法第 117 条において準用する場	書類1件につき		
	合を含む。)の書類の閲覧	350 円		に改め、
	身分に関する証明	1通につき 200円		

同表住民基本台帳等の項中「住民票または戸籍の附票に関する証明」を「住民票の写し(住民 票記載事項証明書および住民基本台帳ネットワークシステムによる広域交付を含む。)の交付」 に、「身分または身元に関する証明」を「戸籍の附票の写しの交付」に改め、同項の次に次のよ うに加える。 個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の 1枚につき 500円 利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番 号法」という。)第7条第1項に規定する通知カードの 再交付。ただし、次に掲げる場合の再交付を除く。

(1) 通知カードまたは番号法第2条第7項に規定 する個人番号カード追記欄の余白が無くなった場 合

(2) 個人番号もしくは住民票コードの変更または 国外転出により通知カードまたは個人番号カード を返納した場合

第2条 米原市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳等の項中

Γ

住民基本台帳カードの交付または再交付

1枚につき 500円

を削り、

⅃

同表個人番号の項中

行政手続における特定の個人を識別するための番号の | 1枚につき 500円 利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番 号法」という。)第7条第1項に規定する通知カードの 再交付。ただし、次に掲げる場合の再交付を除く。

- (1) 通知カードまたは番号法第2条第7項に規定 する個人番号カード追記欄の余白が無くなった場 合
- (2) 個人番号もしくは住民票コードの変更または 国外転出により通知カードまたは個人番号カード を返納した場合

を

Γ

行政手続における特定の個人を識別するための番号の 1枚につき 800円 利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番 号法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カー ドの再交付。ただし、次に掲げる場合の再交付を除く。 (1) 個人番号カード追記欄の余白が無くなった場 (2) 個人番号もしくは住民票コードの変更または 国外転出により個人番号カードを返納した場合 に改める。 番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付。 1枚につき 500円 ただし、次に掲げる場合の再交付を除く。 (1) 通知カードまたは個人番号カード追記欄の余 白が無くなった場合 (2) 個人番号もしくは住民票コードの変更または 国外転出により通知カードまたは個人番号カード を返納した場合

付 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第2条第2項および第3条の改正規定ならびに別表戸籍の項および住民基本 台帳等の項の改正規定(個人番号の項を加える改正規定を除く。) 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成28年1月1日

米原市手数料条例新旧対照表(第1条関係)

第1条 略

(手数料の額および徴収)

第2条 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には手数料を徴しない。

 $(1)\sim(4)$ 略

(郵便による請求)

第3条 郵便により、謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者からは、前条第1項に定める手数料のほかに郵便料に相当する額を徴収する。

第4条~第6条 略

別表 (第2条関係)

区分	手数料の内容 手数料の額					
戸籍	略					
	戸籍に記載した事項に関する証明	証明事項1件につき 350円				
略						
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明証明事項1件につき 450円					
	略					
	戸籍法第48条第2項(同法第117条におい書類1件につき 350円					
	て準用する場合を含む。)の書類の閲覧					
	身分に関する証明 1通につき 200円					
住民基本略						
台帳等	住民票の写し(住民票記載事項証明書およ	1通につき 200円				

現 行

米原市手数料条例

第1条 略

(手数料の額および徴収)

第2条 略

2 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には手数料を徴しない。

 $(1)\sim(4)$ 略

(郵便による請求)

第3条 郵便により、謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとする者からは、第2条第1項に定める手数料のほかに郵便料に相当する額を徴収する。

第4条~第6条 略

別表 (第2条関係)

区分	手数料の内容	手数料の額			
戸籍					
	戸籍の記載した事項に関する証明	証明事項1件につき 350円			
	略				
	除籍の記載した事項に関する証明	1件につき 450円			
	略				
	戸籍法第48条第2項(同法第117条におい書類1件につき 350円				
	て準用する場合を含む。)の書類の閲覧				
住民基本	 略				
台帳等	住民票または戸籍の附票に関する証明	1通につき 200円			

	び住民基本台帳ネットワークシステムによ							
	る広域交付を含む。)の交付							
	戸籍の附票の写しの交付	1通につき	200 円		身分または身元に関する証明	-	1 通につき 2	00円
個人番号	行政手続における特定の個人を識別するた	1枚につき	500 円	略				
	めの番号の利用等に関する法律(平成 25							
	年法律第27号。以下「番号法」という。)							
	第7条第1項に規定する通知カードの再交							
	付。ただし、次に掲げる場合の再交付を除							
	<							
	(1) 通知カードまたは番号法第2条第							
	7項に規定する個人番号カード追記欄							
	の余白が無くなった場合							
	(2) 個人番号もしくは住民票コードの							
	変更または国外転出により通知カード							
	または個人番号カードを返納した場合							
略								

付 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第2条第2項および第3条の改正規定ならびに別表戸籍の項および住民基本台帳等の項の改正規定(個人番号の項を加える改正規定を除く。) 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成28年1月1日

米原市手数料条例新旧対照表(第2条関係)

大原中于数科采例和旧为照衣(第 2 采舆除) 						
改正後			現行			
米原市手数料条例			米原市手数料条例			
本則略			本則略			
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			
区分	手数料の内容	手数料の額	区分	手数料の内容	手数料の額	
略			略			
住民基本	住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき 200円	住民基準	本住民基本台帳の一部の写しの閲覧	1件につき 200円	
台帳等			台帳等	住民基本台帳カードの交付または再交付	1枚につき 500円	
	住民票の写し(住民票記載事項証明書およ	1通につき 200円		住民票の写し(住民票記載事項証明書およ	1通につき 200円	
	び住民基本台帳ネットワークシステムによ			び住民基本台帳ネットワークシステムによ		
	る広域交付を含む。)の交付			る広域交付を含む。)の交付		
	戸籍の附票の写しの交付	1通につき 200円		戸籍の附票の写しの交付	1 通につき 200 円	
個人番号	行政手続における特定の個人を識別するた	1枚につき 800円	個人番号	号 行政手続における特定の個人を識別するた		
	めの番号の利用等に関する法律(平成 25			めの番号の利用等に関する法律(平成 25		
	年法律第27号。以下「番号法」という。)			年法律第27号。以下「番号法」という。)		
	第2条第7項に規定する個人番号カードの			第7条第1項に規定する通知カードの再交		
	再交付。ただし、次に掲げる場合の再交付			付。ただし、次に掲げる場合の再交付を除		
	<u>を除く。</u>			<u> </u>		
	(1) 個人番号カード追記欄の余白が無			(1) 通知カードまたは番号法第2条第		
	くなった場合			7項に規定する個人番号カード追記欄		
	(2) 個人番号もしくは住民票コードの			の余白が無くなった場合		
	変更または国外転出により個人番号カ			(2) 個人番号もしくは住民票コードの		
	一ドを返納した場合			変更または国外転出により通知カード		
	番号法第7条第1項に規定する通知カード	1枚につき 500円		または個人番号カードを返納した場合		

の再交付。ただし、次に掲げる場合の再交付を除く。 (1) 通知カードまたは個人番号カード 追記欄の余白が無くなった場合 (2) 個人番号もしくは住民票コードの変更または国外転出により通知カードまたは個人番号カードを返納した場合	略
付 <u>則</u> この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定	
は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 第1条中第2条第2項および第3条の改正規定ならびに別表戸籍の項およ	
び住民基本台帳等の項の改正規定(個人番号の項を加える改正規定を除く。) 公布の日	
(2) 第2条の規定 平成28年1月1日	